

随意契約理由書

1 案件名称

北部環境事業センター排水処理設備粗目除塵機緊急修繕

2 契約の相手方

(株)丸島アクアシステム

3 随意契約理由

今回、北部環境事業センター排水処理設備粗目除塵機のキャリングチェーン軸、ストレッチャーユニットほかが破損し、運転できなくなった。

上記粗目除塵機が運転できない状態ではごみ収集車洗車時に排出される塵芥が洗車排水槽入口に設置されたスクリーン部に溜まり、洗車場床に洗車排水が溢れ、洗車ができなくなる。

洗車していないごみ収集車で市内を走行すると、収集車に付着したごみ残留物よりにおいが発生し、道路に残留物を飛散させ市民に対し多大な迷惑をかけ衛生的にも問題であるため至急に修理を行なう必要がある。

北部環境事業センターに設置されている排水処理設備は(株)丸島アクアシステムが設計、製造した設備であり、製造者独自の技術による設備を製造していることから製造者以外では修繕の対応が不可能であり、既存設備との密接不可分の関係から設備製造者の(株)丸島アクアシステム以外では既存設備に著しい支障が生じる可能性がある。

上記の理由により(株)丸島アクアシステムと随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)